

83.6.28

今後における育英奨学事業の在り方について（報告）

昭和58年6月28日

育英奨学事業に関する調査研究会

我が国の高等教育は、近年、急速な発展を遂げ、その普及度は国際的にみても高い水準に達しており、我が国の国家社会の進展に重要な役割を果たしてきた。このことは、高等教育の整備充実とともに、育英奨学事業の充実など各種の施策の拡充に負うところが大きい。

我が国における育英奨学事業は、国の資金によって事業を行っている日本育英会を中心として、地方公共団体、民法法人等により実施されている。

日本育英会は、これまで、学業成績が優秀でありながら経済的理由により修学困難な約340万人の学生・生徒に対し学資を貸与して、教育の機会均等の確保を図るとともに、学校教育や学術研究の分野をはじめ各界に優秀な人材を育成、確保するために大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、近年における社会・経済情勢の変化や高等教育の進展からみれば、育英奨学事業の現状はなお改善充実を必要とする点がある。また、近年の科学技術、産業等の進展に対応し、物的資源に乏しい我が国が、将来にわたり厳しい国際環境の中で活力ある国家社会を築いていくために、今後とも有用な人材を育成することの国家的・社会的要請はますます高まってきている。

他方、第二次臨時行政調査会の答申にみられるように、現下の厳しい国の財政事情等を反映して、育英奨学事業の見直しを求める意見が出されている。

本調査研究会は、このような諸般の状況を踏まえ、昭和56年12月に発足した「育英奨学事業に関する懇談会」の検討結果を引き継ぎ、昭和57年5月以来、社会・経済情勢の変化や高等教育の進展に対応した育英奨学事業の在り方について、諸外国の実情調査や関係団体からの意見聴取を行うことなどにより、中長期的、総合的な観点から、慎重に調査研究を行ってきたが、このたび、下記のとおりその結果をとりまとめたので報告する。

1. 育英奨学事業の目標

- (1) 育英奨学事業は、憲法及び教育基本法に定められている教育の機会均等を確保するため、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して講じている基本的な教育施策であり、長期的な観点にたつて事業の改善充実を図らなければならない。
- (2) 今後、我が国が厳しい国際環境の中で活力ある国家社会を築いていくためには、これを担う人材育成のための高等教育の量的確保と質的充実を推進していく必要があり、そのためには育英奨学事業の充実が重要である。
- (3) 以上の基本的認識の下に、育英奨学事業の果たすべき目標は次のとおりとする。

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生・生徒に対して、奨学の方法を講ずることにより、教育の機会均等の確保を図るとともに、国家社会に有用な人材の育成に資すること。

2. 育英奨学事業の規模及び内容

- (1) 我が国の国家的な育英奨学事業は、昭和18年、日本育英会の創設以来、逐年発展を遂げ、これによって学資の貸与を受けた者は既に約340万人に達し、貸与総額は約8500億円に及んでいる。このように日本育英会の果たしてきた実績は、戦後における教育の機会均等の確保に資するとともに、多数の有用な人材を各界に送り出して我が国の今日の発展に大きく貢献してきたものであり、高く評価できる。しかしながら、近年、高等教育の規模が著しく拡大している状況において、学生に対する貸与率の推移をみると横ばいないし低下しており、学生生活費に占める奨学金の割合は低下の一途をたどっている。また、国の財政事情を勘案すると、高等教育に対する財政支出の拡充は必ずしも期待できず、物価上昇等に伴う学生生活費の上昇及び授業料負担に対して高等教育の機会均等を確保していくためには、育英奨学事業の量的拡充によって対処せざるを得ないと考えられる。したがって、高等教育の普及状況、学生生活費の上昇等を考慮しつつ、今後、貸与人員や貸与月額を増による事業規模の拡充を図る必要がある。
- (2) 大学や高等学校への進学率が向上し、学生・生徒の家計状況等が複雑多様化しており、育英奨学事業による経済的援助を必要とする学生・生徒の需要が拡大していることを考慮すると、育英奨学事業の内容・方法もこれらの需要に対応した措置を講ずる必要がある。
- (3) 育英奨学事業は教育の機会均等を確保するための基本的な教育施策であり、国の施策として育英奨学事業を実施しなければならないものである以上、先進諸外国の公的育英奨学事業が給与制を基本としていることにも留意し、現行の日本育英会の無利子貸与事業を国による育英奨学事業の根幹として存続させる必要がある。

- (4) 育英奨学事業の量的拡充を図ろうとする場合、国の財政事情を勘案すると、一般会計からの政府貸付金を資金とするだけでは限度があり、一般会計以外からの資金の調達方法を考える必要がある。この場合、国が実施する事業であること、長期安定的な資金の確保が確保であること、比較的低利であることが望ましいこと等の諸条件を勘案して、日本育英会の育英奨学事業の資金を確保することが必要である。その際、財政投融资資金の活用についても検討すべきである。

3. 育英奨学事業の方法

教育の機会均等の確保を図るとともに、国家社会に有用な人材の育成に資するため、日本育英会の育英奨学事業の量的拡充と内容の多様化を行うこととし、次の方法で育英奨学事業を実施することが必要である。

(1) 無利子貸与制度の存続

教育の機会均等の確保及び国家社会に有用な人材の育成という観点から、無利子貸与制度を存続させ、必要な改善を図る。

ア. 対 象

高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、大学院及び専修学校に在学する学生・生徒のうち、学業成績が優秀でありながら経済的理由により修学困難な者

イ. 奨学金の額

- ① 現在、奨学金の額は、学生生活費の実態からみればなお不十分であり、増額する必要がある。

奨学金の額は、奨学金と家庭からの仕送りとによって学生生活費の全額を賄うに足るよう定めることが望ましいが、家計の所得の捕捉状況など諸般の情勢を考慮して、当面は学生生活費を勘案して奨学金の額を定めることとする。

大学院については、奨学生の年齢、学歴等を考慮して家庭の仕送りを見込まないものとして奨学金の額を定めることが望ましいが、当面は国立大学の助手初任給を勘案して奨学金の額を定めるものとする。

- ② 奨学金の額は、授業料、物価、その他の諸事情の変化による学生生活費の状況に応じて改訂することが望ましい。

ウ. 返還期間

返還期間については、卒業奨学生からの返還金が事業の円滑な運営に不可欠なものであることと卒業奨学生の返還負担能力等を総合的に勘案して、適正な期間を設定する必要があるが、現行の最長20年以内の割賦返還制度は適当なものとする。

エ. 奨学生の選考及び採用

奨学生は、学業成績の基準と家庭の収入状況の基準等によって選考するものとする。家庭の収入の把握に際しては、現在でも公的書類に基づき審査しているところであるが、給与所得世帯と給与所得世帯以外の世帯との不公平感を生じさせない合理的な措置を講ずるとともに、適切な運用に配慮する必要がある。

また、採用方法としては、現行の特別貸与奨学生について予約採用と在学採用を併用しているが、無利子貸与制度においても同様の措置をとるものとする。

(2) 有利子貸与制度の創設

教育の機会均等の確保という観点から、育英奨学事業の量的拡充を図ることとし、そのため外部資金を導入して長期低利による学資貸与金の貸与制度を創設する。

ア. 対象

- ① 高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、大学院及び専修学校に在学する学生・生徒のうち、無利子貸与制度の適用を受けない者であって、学業成績が良好でありながら経済的理由により修学に支障をきたす者
- ② 無利子貸与制度による学資貸与金の貸与を受けている者であって、経済的理由により著しく修学困難な者

イ. 奨学金の額

- ① 前記①の者については、学生生活費、特に授業料等学生納付金を考慮してある程度段階を設ける。
- ② 前記②の者については、学生生活費の範囲内で、無利子貸与額を超える部分の不足額を限度とし、この場合もある程度段階を設ける。

ウ. 貸与の利率

国が実施する育英奨学事業であることと卒業奨学生の返還負担能力を考慮すれば、在学中は無利子とし、卒業後においてもできるだけ低利とすることが望ましい。

エ. 返還期間

無利子貸与制度の返還期間との関係を考慮しつつ、毎年の返還額が過度の負担とならないよう適正な返還期間を設定する必要がある。

オ. 奨学生の選考及び採用

奨学生は、学業成績の基準と家庭の収入状況の基準等によって選考するものとするが、無利子貸与制度による学資貸与金に加えて有利子貸与制度による学資貸与金の貸与を受ける者に対する選考及び採用に際しては、適切な運用に配慮する必要がある。

< 備考 >

(1) 私立大学奨学事業援助の改正

現在、大学を設置する学校法人で、当該大学に在学する学生を対象として奨学金貸与事業を行おうとするもの及び入学時における学費負担の軽減を図るため入学一時金分割納入事業を実施しようとするものに対し、日本私学振興財団を通じて資金を低利で融資することなどの私立大学奨学事業援助を実施しているところである。このうち、奨学金貸与事業については、日本育英会が学生に貸与する有利子貸与事業に取り込むこととするが、入学一時金分割納入事業については、従前どおり学校法人が実施し、これに対し、日本私学振興財団を通じて援助するものとする。

(2) 家計急変家庭の子弟に対する修学援助措置の整備

近年、自然災害や不可抗力な事故等により家計支持者が死亡するなど家庭の生活基盤が急激に崩壊し、子弟の修学の継続が困難となるような場合も比較的多くみられる。このような場合、現在、日本育英会においては災害採用、応急採用等の措置を講じているが、修学の継続を保障するためには、必ずしも十分でない。したがって、現行の措置を改善することも含め、これらの家計急変家庭の子弟に対する修学援助については、事情に応じて適切な対応ができるよう整備を図る必要がある。

(3) 教育・研究補助奨学金制度（仮称）の創設の推進

学業成績が優秀である大学院学生（経済的援助を必要としない者を除く。）が学内における教育・研究活動等の補助業務に従事する場合、これに対し奨学金を給与することにより、学生の勉学生活の安定に寄与する教育・研究補助奨学金制度（仮称）の創設について検討を進める。

4. 返還免除制度

日本育英会の育英奨学事業には、教育職や研究職に対する返還免除制度、特別貸与奨学生に係る返還免除制度等が設けられており、国家社会に有用な人材の育成や確保に有効な役割を果たしてきたところである。

今後とも、この制度の意義・役割は大きいものがあると考えられるが、国の財政事情等を勘案すれば、育英奨学事業の円滑な運営を期するためには、資金の効率的な運用をも図ることが重要であり、返還免除制度の在り方についても総合的に見直しを行い、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 教育職返還免除制度の存続（無利子貸与制度に係るもの）

ア. 教育職に対する返還免除制度は、我が国将来の発展の基本である学校教育という地道な分野に優秀な人材を確保するための基本的施策として重要な役割を果たしてきたものであり、今後とも人材確保のために重要であるので、存続させる必要がある。

イ. 「人材確保法」により教員の給与が改善されたが、教員の人材確保は処遇面のみならず、

教員の養成、免許制度、採用、その他の施策にも関連する問題であり、今後ともこれらの施策を総合的に進めていく必要がある。したがって、教員の人材確保のための施策全体の整合性を保つ意味からも、この制度を存続させる必要がある。

ウ. 今日、教育現場で種々の問題が発生し、資質の高い教員の確保が切望されており、このような状況下において人材確保のための施策の一翼を欠くことは適当でない。

エ. しかしながら、厳しい財政事情と返還免除額が相当多額にのぼる現状を考慮すれば、ある程度資金の効率的な運用を図る観点からこの制度を見直すことも必要であると考えられる。

したがって、現在、教員養成学部については特別枠を設け、一般学部に比し高い貸与率を維持しているところであるが、教員の需給状況等をも勘案してこの特別枠を廃止することとする。

オ. 以上により、教育職に対する返還免除制度は存続させるが、教員養成学部の特別枠の廃止により、返還免除額を縮減する。

なお、将来においては、すぐれた教員の確保の状況等を勘案しつつ、返還免除条件について検討するものとする。

(2) 研究職返還免除制度の存続（無利子貸与制度に係るもの）

研究職に対する返還免除制度は、人的資源に頼るばかりではない我が国将来の発展の基本である学術研究という地道な分野に優秀な人材を確保するための基本的施策として重要な役割を果たしてきたものであり、今後とも人材確保のために重要であるので、存続させる必要がある。

なお、将来においては、すぐれた研究者の確保の状況等を勘案しつつ、返還免除条件について検討するものとする。

(3) 特別貸与返還免除制度の廃止

特別貸与制度は、学業成績が特に優秀でありながら経済的理由により著しく修学困難なため進学が容易でない学生・生徒に対し、予約採用を行い、一般貸与に比し高額の特典奨学金を貸与するとともに、これらの特別貸与奨学生に対し、優遇措置として、一般貸与に相当する額の返還を完了したときは残額を免除してきたものである。

しかし、卒業後の就職状況による返還負担能力等を考慮すれば、特別貸与奨学生と一般貸与奨学生の間には大きな差異はないと考えられる。

また、育英奨学事業の目標として教育の機会均等の確保が主要な目標として位置づけられていることを勘案すると、一般貸与を特別貸与に吸収して両者の区別を廃止し、その改善充実を図ることが適当である。

(4) 死亡・心身障害返還免除制度の存続（無利子貸与制度及び有利子貸与制度に係るもの）

奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身の障害のため返還不能になった場合に免除するものであり、今後とも存続させる必要がある。

なお、有利子貸与制度については、この制度の趣旨にかんがみ、死亡・心身障害返還免除制度のみを適用することが適切である。

5. 育英奨学事業の実施体制

- (1) 育英奨学事業の具体的な実施については、国、日本育英会、地方公共団体、民法法人、学校法人等がその任に当たっているが、これらの事業全体が総合的かつ効率的に実施されるためには、それぞれの役割を勘案して実施体制の一層の整備を図る必要がある。
- (2) 日本育英会においては、有利子貸与制度の創設など事業の拡充に伴い、業務を効率的に遂行するために、事業の実施体制を整備する必要がある。
- (3) 各学校においては、修学援助を必要とする学生・生徒の生活実態を把握し、それぞれの者が、日本育英会、地方公共団体、民法法人、学校法人等の育英奨学事業を有効、適切に利用できるよう実施体制を整備する必要がある。

なお、奨学生に対する指導等を適切に行う必要がある。

< 備考 >

日本育英会が実施している高等学校の生徒を対象とする育英奨学事業については、各都道府県の育英奨学事業の整備充実の動向をも勘案し、将来、都道府県の事業とするよう検討する必要がある。

6. 民間育英奨学事業の振興

日本育英会による育英奨学事業のほか、民法法人、学校法人等においても、それぞれ事業を実施しているところである。それぞれの役割・任務には独自のものがあり、特色を生かしながら事業を行うことが重要である。これらの民間育英奨学事業の振興を図る観点から、国としても、民法法人、学校法人等の事業資金の造成を容易にするため、税制上の措置の活用等の方策を講ずる必要がある。

7. その他

我が国における育英奨学事業は、学資貸与事業を中心としているが、授業料の減免措置やアルバイトあっせん、学内厚生事業等の厚生援護事業も奨学の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。学生・生徒に対する修学援助を充実させるためには、今後ともこれらの措置や事業を育英奨学事業との関連も考慮しつつ、総合的な観点から適切に運営する必要がある。

育英奨学事業に関する調査研究会（懇談会を含む）の構成

（昭和58年6月28日現在）

（座長）有 光 次 郎	日本芸術院長
石 川 忠 雄	慶応義塾大学長
岩 佐 凱 実	富士銀行相談役
岩 下 新 太 郎	東北大学教育学部教授
内 田 文 昭	帝京大学法学部教授 （前北海道大学学生部長）
内 野 梅 子	全国地域婦人団体連絡協議会副会長
貝 塚 啓 明	東京大学経済学部教授
香 月 秀 雄	放送大学長 （前千葉大学長）
黒 羽 亮 一	日本経済新聞社論説委員
館 龍 一 郎	社団法人 財政研究所長
長 岡 實	日本専売公社総裁
増 田 信	東京都立墨田川高等学校長
村 山 松 雄	日本育英会理事長
渡 辺 幹 雄	栃木県立博物館長 （前栃木県教育委員会教育長）
東 洋	東京大学教育学部教授 （昭和58年3月まで）
荒 川 潤	前東京都立両国高等学校長 （昭和57年3月まで）
中 西 珠 子	前財団法人 津田塾会理事長 （昭和58年3月まで）

（注） 会議の開催状況

〔設置期間〕

〔会議開催回数〕

「育英奨学事業に関する懇談会」	昭和56年12月～昭和57年3月	4 回
「育英奨学事業に関する調査研究会」	昭和57年 4月～昭和58年6月	15 回